

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 小田桐 正 和

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告をします。

記

第1 監査の概要

1 監査の目的

市が補助金を交付している次の者について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、所管課では適正な交付事務を行っているのか等について監査した。

2 監査の対象

団 体 名	所 管 課
新たに創業を目指す者で市の事業者認定を受けた者	経済部商工観光課

3 監査実施日及び監査実施場所

実 施 日	実 施 場 所
令和6年2月7日	監査委員事務局

4 監査の範囲

令和4年度に交付された平川市創業支援事業補助金交付事務の執行を対象とした。

団 体 名	監 査 対 象 事 業
新たに創業を目指す者で市の事業者認定を受けた者	平川市創業支援事業補助金

5 監査の着眼点

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、次の観点について所管課を監査した。

区 分	着 眼 点
新たに創業を目指す者で市の事業者認定を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請に係る添付書類は適時、適正に行われているか。 ・ 実績報告、請求は適時、適切に行われているか。 ・ 領収書等の証拠書類により支出の実態を把握しているか。
所 管 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付に係る要綱は、整備されているか。 ・ 交付目的及び補助金対象事業の内容は明確か。 ・ 補助金の額の算定、交付手続、交付時期等は適切か。

6 監査の方法

- (1) 補助金交付申請書、補助金実績報告書、補助金請求書、支出伝票の監査
- (2) 所管課からの聴取調査

第2 監査の結果

1 補助事業の内容

令和4年度

事業目的	地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため。
事業内容	市内で創業し、金融機関から融資を受けて行う事業であり、かつ3年以上継続して営業することが見込まれる事業
補助金額	1,000,000円
事業成果	新たに創業を目指す者を支援 接骨院 1件 (500,000円) 美容室 1件 (500,000円) 合 計 2件

2 監査結果

補助金の交付目的及び交付事務等に関する一連の事務処理について、申請書類等を検査した結果、計数に誤りはなく、対象費用の算定も適正で問題はなかった。

補助金交付要綱において、創業支援事業事業者認定申請による事業者認定から創業支援事業補助金交付申請までの期間を12か月と規定しており、事業の継続について确实性を求めていることが認められる。

なお、交付決定前着手については、補助金制度上例外的な取扱いになると思われることから、補助金交付要綱にそれを認める旨を明記することが望ましい。

この事業は、地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、令和3年度から事業者認定が実施され、令和4年度までの事業者認定累計10事業者のうち7事業者に対し補助金の交付決定がされており、新たに創業を目指す者への支援となっているものである。